

浅口市教育委員会事務局職員の懲戒処分について

このことにつきまして、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行いましたので公表いたします。

記

1 処分等の内容

- (1) 処 分 日 令和8年3月11日
- (2) 被 処 分 者 浅口市教育委員会事務局寄島分室主幹 45歳
- (3) 処分の内容 減給10分の1 1月
- (4) 事案の概要

被処分者は、令和7年11月2日午前11時35分頃、公用車を運転し、市内県道交差点において前方を走行していた相手車両が、右折するため停車したところに追突し、双方の車両を破損させる事故を起こした。この事故は運転中の不注意が原因で起きた交通事故であり、追突した相手方車両に乗車中であった2名ともに治療期間が15日未満の傷害を負わせたもの。

また、同人は、令和7年6月24日にも公用車を運転し、市内県道のカーブを制限速度を超える速度で走行したことにより、運転操作を誤り、曲がりきれず公用車前方がガードレールに衝突する交通事故も起こしていた。

(5) 処分理由

被処分者が法令等を率先して遵守すべき公務員であり、今回の案件が本市の市政執行及び職員全体に対する市民の信頼と信用を失墜させるものであることから、浅口市職員に適用される「交通事故等を起こした職員に対する懲戒処分等の基準」に基づき、懲戒処分を行った。

2 今後の対応

交通安全に係る法令遵守の徹底を図り、再発防止と信頼回復に努めてまいります。

3 教育長コメント

この度、本市教育委員会事務局職員が公務中に公用車で交通事故を起こし、相手の方に傷害を負わせたことにつきまして、教育行政に対する信頼を大きく損ねてしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後は、教育委員会事務局職員の交通安全意識を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

4 市長コメント

お怪我をされました方とご家族には改めて深くお詫び申し上げます。

また、市政の信用を大きく損ねる事態となってしまうこと改めてお詫び申し上げます。

今後は、全職員で再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

5 本件に関する問い合わせ

浅口市教育委員会事務局教育総務課 TEL：0865-44-7023